住民基本台帳法施行令第１２条第１項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第４項の規定により公告します。

令和８年３月２日

京都市山科区長　山口　ひかり

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
福持　浩一	京都市山科区川田清水焼団地町１２番地の１	実態調査に基づく職権消除	令和８年２月２０日

（山科区役所市民総合窓口室）